

平成 29 年度第 1 回さぬき市人権擁護審議会 会議要旨（要約）

- 1 日 時 平成 29 年 5 月 2 日（火） 14:00～15:30
- 2 場 所 辛立文化センター 研修室
- 3 出席者 [委 員] 宮本委員 岡村委員 藤井委員 安富委員 筒井委員
上原委員 六車委員 山本委員 菊池委員 安藤委員
[事務局等] 大山市長 増田部長 佐藤課長 久保主任主事
[傍 聴] 0 名
- 4 議 題 (1)「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」の改正(案)について
(2)「さぬき市人権擁護審議会規則」の改正(案)について
- 5 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	<p>本日はご多忙の中、平成 29 年度第 1 回さぬき市人権擁護審議会にお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今からさぬき市人権擁護審議会を開催します。</p> <p>開会にあたり宮本会長からご挨拶申し上げます。</p>
(会 長)	(あいさつ)
(事務局)	続きまして、大山市長からご挨拶申し上げます。
(市 長)	(あいさつ)
(事務局)	それではさっそく議事にはいります。議長につきましては本会の規則第 6 条第 4 項によりまして会長にお願いします。
(会 長)	本日の議題であります「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」の改正（案）についてと、その条例改正に関連する「さぬき市人権擁護審議会規則」改正（案）について一括して事務局から説明をお願いします。
(事務局)	<p>条例改正案についてですが、前回の審議会で出された意見を踏まえ一部修正しております。なお、改正案につきましては市民意見制度パブリックコメントにより市民の皆様から意見を募りましたが、ご意見はありませんでしたのでご報告いたします。以上、条例改正案の内容について説明させていただきました。</p> <p>引き続き議題の 2 になります「さぬき市人権擁護審議会規則」改正案についてご説明します。内容については、条例の全部改正に伴う規則内の条例名の改正、また、第 2 条で現行では「部落差別、身体障害者差別、女性差別等」となっていますが、改正案ではこの部分を削除し、差別について広く捉えられるようにしております。以上条例の改正案と審議会規則改正案につきまして、ご審議いただけたらと思います。</p>

(会 長)	ただ今の説明に関し、ご意見がありましたらお願いします。
(委 員)	第 1 条の目的に「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすため」とあるが、あらゆる差別の中に部落差別も含めてという意味もあると思うが、現在様々な差別問題があるので、あらゆる差別とするほうが受け入れやすいのではないか。
(委 員)	あらゆる差別という表現で全ての差別という意味を持つとは思いますが今ある差別の中で部落差別をなくすこと、そこが薄れてきてはいけない。 あらゆる差別といえば差別のいろんなことをイメージできると思うがあまりに平坦に全てを議論してしまうと、部落差別というのがやっぱり差別のなかでも非常に厳しい、そして解決すべき差別であることには間違いないと思うのでそれを条例の中では強調したほうがいいのではないか。
(委 員)	年代によって何が差別されているのかっていうのはそれぞれ違うのではないかと。今様々な差別があるなかで個別に差別という言葉を出すのは少し違和感がないだろうか。
(委 員)	部落差別は今現在も存在している、また部落差別がつくられた構造というのはほかの差別に比べてより重いものではないかと考える。
(委 員)	部落差別というのはいわれのない差別だと思う。いわれなき差別というのは大変取組が難しいと思う。この部落差別に対する考え、この見えないものに対する差別の解消ができればほかの差別についても考えていける、いろんな人権問題を考えるうえで、部落差別の取組というのはあらゆる取組の指針になるのではないかとと思う。
(委 員)	やはり今も部落差別は現存していると思う。 部落差別は今もありますよということを知ってもらった上で啓発、教育をしていくことが大事ではないか。
(事務局)	部落差別の解消にむけて国や県、関係団体等が相当な努力をはらって取り組んでいるが、問題が今だに残っている。部落差別の解消なくしてほかの人権問題の解消もできないという認識のもと、やはり多くの方々の目に触れる条例の中で部落差別という言葉を入れた改正案とさせていただいております。
(委 員)	さぬき市には部落差別が今もあるということでこれに重点を置いて他の全ての差別に対しても広げましょうという意味であれば問題ないと思う。
(会 長)	他に意見はありませんか。
(委 員)	意見なし。
(会 長)	それでは原案通りでご承認いただけたとも受け止めたのですがいかがでしょうか。
(委 員)	異議なし。
(会 長)	それでは諮問を受けておりました条例改正案について本日の審議会で決

<p>(事務局)</p> <p>(会 長)</p>	<p>定した内容で市長に対して答申したいと思います。</p> <p>以上で本日の議事を全て終了いたします。</p> <p>最後に事務局から事務連絡をお願いします。</p> <p>今回答申いただいた条例改正案ですが 6 月議会に議案として上程しまして、7 月 1 日の施行に向けて進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p> <p>以上で本日の審議会を終了します。ありがとうございました。</p>
---------------------------	--